項目	確認事項	はい	非該当	いいえ	根拠法令等
第 1	1 指定地域密着型サービスの事業の一般原則				
総則	(1) 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思および人格を尊重して、 常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。				条例第3条第1項
	(2)指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、区、他の地域密着型サービス事業者または居宅サービス事業者(居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。)その他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。				条例第 3 条第 2 項
	(3)指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の ため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等 の措置を講じているか。				条例第3条第3項
	(4)指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに 当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な 情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。				条例第 3 条第 4 項
第2基本方針	1 基本方針 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護(以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。)の事業は、要介護状態であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになっているか。				条例第111条 基準について第3の5の1
第3 人員に関する基	1 従業者の員数 (1)介護従業者 日中(夜間および深夜の時間帯以外)について ユニットごとに、常勤換算方法で、利用者の数が3またはその端数を増すごとに 1以上配置しているか。 利用者の数は、前年度の平均値とする。 新規に指定を受ける場合の利用者の数は、推定数による。				条例第112条第1項第2項 基準について第3の5の2 (1)
基準	夜間および深夜の時間帯について ユニットごとに、時間帯を通じて1以上配置しているか。 事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住 居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握および 速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応 型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されて いると認められるときは、夜間および深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活 介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間および深夜の時間帯を通じ て2以上の介護従業者に夜間および深夜の勤務を行わせるために必要な数以上と することができる。				条例第112条第1項 基準について第3の5の2 (1)
	介護従業者のうち1以上の者は、常勤であるか。				条例第112条第3項 基準について第3の5の2 (1)
	介護従業者が併設の(看護)小規模多機能型居宅介護事業所と兼務している 場合、認知症対応型共同生活介護事業所と、(看護)小規模多機能型居宅介護事 業所の双方の人員に関する基準を満たしているか。				条例第112条第4項 基準について第3の5の2 (1)

目	確認事項	はい	非該当	いいえ	根拠法令等
	(2)計画作成担当者 事業所ごとに専従の計画作成担当者を1人以上配置しているか。 利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業 所における他の職務に従事することができる。				条例第112条第 5 項 基準について第 3 の 5 の 2 (1) イ、チ
	計画作成担当者は、認知症実践者研修または基礎課程を修了している者であるか。 介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員 や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る 計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てることができる。				条例第112条第6項、第10項 基準について第3の5の2 (1) へ
	計画作成担当者のうち1以上の者は、は介護支援専門員であるか。 併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所または指定看護小規模多機能型 居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定認知症対応 型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利 用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができる。				条例第112条第7項 基準について第3の5の2 (1) ロ、ハ
	の介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を 監督しているか。				条例第112条第8項 基準について第3の5の2 (1) ニ
	2 管理者(1)事業者は、共同生活住居(ユニット)ごとに常勤専従の管理者を置いているか。				条例第113条第1項 基準について第3の5の2 (2)
	(2)共同生活住居の管理上支障がない場合に、兼務しているか。				条例第113条第1項 基準について第3の5の2 (2)
	【兼務可能な場合】 当該ユニットの介護従業者、計画作成担当者の職務 同一事業所の他の共同生活住居(ユニット)の管理者 同一の事業者によって設置された他の事業所の職務				
	(3)管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識および経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者または訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、認知症対応型サービス事業管理者研修(またはこれと同等と認められる研修)を修了しているものか、または区からの推薦を受けて研修の申し込みを行っているものか。		0	0	条例第113条第3項 基準について第3の5の2 (2) (準用第3の4の2 (2))
	3 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者 代表者は特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者もしくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者または保健医療サービスもしくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものか。		0	0	条例第114条 基準について第3の5の2 (3)

項目	確認事項	はい	非該当	いいえ	根拠法令等
第 4 ₽	(1)共同生活住居の数は1以上3以下(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、1または2)としているか。				条例第115条第1項 基準について第3の5の3 (2)
設備に関する対	(2)共同生活住居は、その入居定員を5人以上9人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。 居間および食堂は同一の場所とすることができる。				条例第115条第2項、5項 基準について第3の5の3 (2)(3)(4)
基準	(3)居室の定員は、1人としているか。 ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができ る。				条例第115条第3項 基準について第3の5の3 (3)
	(4)居室の床面積は、7.43平方メートル以上としているか。				条例第115条第4項 基準について第3の5の3 (3)(6)
	(5)利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、 住宅地または住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保さ れる地域にあるようにしているか。				条例第115条第6項 基準について第3の5の3 (5)
	指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第75条第1項から第6項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。				条例第115条第7項
第 5	1 入退居				
運営	(1)指定認知症対応型共同生活介護は、要介護者であって認知症であるものの うち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供しているか。				条例第116条第1項
に関する	(2) 主治の医師の診断書等により、入居申込者が認知症であることを確認して いるか。				条例第116条第2項 基準について第3の5の4 (1)
基準	(3) 入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院または診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。				条例第116条第3項
	(4)利用者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。				条例第116条第4項 基準について第3の5の4 (2)
	(5)利用者の退居の際には、利用者およびその家族の希望を踏まえた上で、退 居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行っているか。				条例第116条第 5 項
	(6)利用者の退居に際しては、利用者またはその家族に対し、適切な指導を行うとともに、指定居宅介護支援事業者等への情報の提供および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。				条例第116条第 6 項

頁目	確認事項	はい	非該当	いいえ	根拠法令等
	2 サービス提供の記録				
	(1) 利用者の被保険者証に、入居に際しては入居の年月日および入居している 共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に 記載しているか。				条例117条第1項 基準について第3の5の4 (2)
	(2)指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。				条例第117条第2項 基準について第3の5の4 (2)
	サービスの提供日				
	サービスの内容				
	利用者の心身の状況				
	3 利用料等の受領				
	(1)法定代理受領サービスの場合は、利用者から介護報酬の1割(一定以上所 得者の場合は2割または3割)の額の支払いを受けているか。				条例第118条第1項 基準について第3の5の4 (3) (準用第3の1の4 (13) 、)
	(2)法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供 した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活 介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じな いようにしているか。				条例第118条第 2 項
	(3)法定代理受領サービスに係る支払い以外で、下記の費用以外の費用の支払 いを受けていないか。				条例第118条第3項 基準について第3の5の4 (3)
	食材料費				
	理美容代				
	おむつ代				
	サービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担とすることが適当な費用				
	(4)上記費用の額が個別・具体的に重要事項説明書等に記載され、あらかじめ 利用者またはその家族にサービスの内容や費用について説明し、同意を得ている か。				条例第118条第4項 基準について第3の5の4 (3) (準用第3の1の4 (13))
	(5)サービスを提供した費用の支払いを受けた際、利用者に領収証を交付して いるか。				法第42条の2第9項(準用 第41条第8項)
	(6) 利用者に交付する領収証には、保険給付による額とその他の費用による額 が区分して記載されているか。				則第65条の5(準用第65 条)
	4 指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針				
	(1)利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることがで きるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に指定認知症対応型共同生活 介護を行っているか。				条例第119条第1項
	(2)利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的 な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して指定認知症対応型共同生 活介護を行っているか。				条例第119条第2項 基準について第3の5の4 (4)
	(3)認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならな いよう配慮して指定認知症対応型共同生活介護を行っているか。				条例第119条第3項
	(4)共同生活住居における介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。				条例第119条第4項 基準について第3の5の4 (4)
	(5)サービスの提供に当たっては、その利用者または他の利用者等の生命また は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の 行動を制限する行為を行っていないか。				条例第119条第5項 基準について第3の5の4 (4)
ĺ					

目	確認事項	はい	非該当	いいえ	根拠法令等
	(6)(5)の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用 者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しているか。				条例第119条第6項 基準について第3の5の4 (4)
	(7)身体的拘束等の適正化を図るため、つぎに掲げる措置を講じているか。				条例第119条第7項
	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。				基準について第3の5の4 (4)
	身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること				基準について第3の5の4 (4)
	介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定 期的に実施すること。				基準について第3の5の4 (4)
	(8)自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的につぎの各号に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図っているか。				条例第119条第8項 基準について第3の5の4(16) (4)、第3の5の4(16) 「指定地域密着型サービス の事業の人員、設備および 運営に関する基準」第97条 第8項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について(平成18年10月17日老 計発第1017001号)
	外部の者による評価				
	運営推進会議における評価				
	5 認知症対応型共同生活介護計画の作成				
	(1)共同生活住居の管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計 画の作成に関する業務を担当させているか。				条例第120条第 1 項
	(2)認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、 地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に 努めているか。				条例第120条第2項 基準について第3の5の4 (5)
	(3)計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しているか。				条例第120条第3項 基準について第3の5の4 (5)
	(4)計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、 その内容について利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得てい るか。				条例第120条第4項 基準について第3の5の4 (5)
	(5)計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、認 知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しているか。				条例第120条第5項 基準について第3の5の4 (5)
	(6) 認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者および指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、実施状況の 把握を行い、必要に応じて変更を行っているか。				条例第120条第6項 基準について第3の5の4 (5)
	・認知症対応型共同生活介護計画に基づいたサービスの提供				
	・目標の達成状況				
	・達成状況に基づいた計画の作成(変更)				
	・定期的なモニタリングの実施				
	(2)から(5)までの規定は、前項に規定する認知症対応型共同生活介護計 画の変更について準用しているか。				条例第120条第 7 項

頁目	確認事項	はい	非該当	いいえ	根拠法令等
	6 介護等				
	(1)介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充 実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。				条例第121条第1項 基準について第3の5の4 (6)
	(2)事業者は、利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居にお ける介護従業者以外の者による介護を受けさせていないか。				条例第121条第2項 基準について第3の5の4 (6)
	(3)利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で 行うよう努めているか。				条例第121条第3項 基準について第3の5の4 (6)
	7 社会生活上の便宜の提供等				
	(1)事業者は、利用者の趣味または嗜好に応じた活動の支援に努めているか。				条例第122条第1項 基準について第3の5の4 (7)
	(2)事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等に ついて、その者またはその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を 得て、代わって行っているか。				条例第122条第 項 基準について第3の5の4 (7)
	(3)事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族と の交流等の機会を確保するよう努めているか。				条例第122条第3項 基準について第3の5の4 (7)
	8 管理者による管理				
	共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービスもしくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所または社会福祉施設を管理する者でないか。 ただし当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。				条例第123条
	9 運営規程				
	共同生活住居(ユニット)ごとに、つぎに掲げる重要事項を内容とする運営規程を 定めているか。				条例第124条 基準について第3の5の4 (8)
	(1)事業の目的および運営の方針				
	(2)従業者の職種、員数および職務内容				
	(3)利用定員				
	(4)指定認知症対応型共同生活介護の内容および 利用料その他の費用の額				
	(5) 入居に当たっての留意事項				
	(6)非常災害対策				
	(7)虐待の防止のための措置に関する事項				
	(8)その他運営に関する重要事項 (緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について)				
	10 勤務体制の確保等				
	(1)事業者は、利用者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供で きるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。				条例第125条第1項 基準について第3の5の4 (9)(準用第3の1の4 (22))
	(2)(1)の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して 日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮して いるか。				条例第125条第 項 基準について第3の5の4 (9)
	(3)事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保して				条例第125条第 3 項
	いるか。なお、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。				示例第120宗第3項 基準について第3の5の4 (9) (準用第3の2の2の3 (6))
	(4)事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。				条例第125条第4項 基準について第3の5の4 (9) (準用第3の1の4(22))

項目	確認事項	はい	非該当	いいえ	根拠法令等
	11 定員の遵守 事業者は、入居定員および居室の定員を超えて入居させていないか。 災害その他のやむを得ない事情がある場合を除く。				条例第126条
	12 協力医療機関等 (1)事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機 関を定めているか。				条例第127条第 1 項 基準について第 3 の 5 の 4 (10)
	(2)事業者は、(1)の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、つぎ に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めているか。				条例第127条第 2 項 基準について第 3 の 5 の 4 (10)
	利用者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合に おいて診療を行う体制を、常時確保していること。				
	(3)事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、区長に届け出ているか。				条例第127条第3項 基準について第3の5の4 (10)
	(4)事業者は、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(以 下「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に 規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または 同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。)の発生時等の対応を取り決 めるように努めているか。				条例第127条第4項 基準について第3の5の4 (10)
	(5)事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行なっているか。				条例第127条第5項 基準について第3の5の4 (10)
	(6)利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病 状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共 同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めているか。				条例第127条第6項 基準について第3の5の4 (10)
	(7) 事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。				条例第127条第7項 基準について第3の5の4 (10)
	(8)事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携および支援の体制を整えているか。				条例第127条第8項 基準について第3の5の4 (10)
	13 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止 (1)事業者は、指定居宅介護支援事業者またはその従業者に対し、要介護被保 険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産 上の利益を供与していないか。				条例第128条第1項 基準について第3の5の4 (11)
	(2)事業者は、指定居宅介護支援事業者またはその従業者から、当該共同生活 住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収 受していないか。				条例第128条第 項 基準について第3の5の4 (11)

項目	確認事項	はい	非該当	いいえ	根拠法令等
	14 記録の整備 (1)事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備している か。				条例第129条第1項
	(2)事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する つぎの各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。				条例第129条第2項
	認知症対応型共同生活介護計画 提供した具体的なサービスの内容等の記録				
	張戻びた異体的なが、これの内容等の記録 身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況 ならびに緊急やむを得ない理由の記録				
	準用する第30条に規定する区への通知に係る記録				
	準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録				
	準用する第42条第2項に規定する事故の状況および事故に際して 採った処置についての記録				
	準用する第61条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等 の記録				
	15 内容および手続の説明および同意				
	(1)指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要、認知症対応型共同生活介護従業者等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。				条例第130条(準用第11条) 基準について第3の5の4 (16)(準用第3の1の4 (2))
	重要事項説明書に盛り込むべき内容 ・運営規程の概要 ・従業者の勤務の体制 ・事故発生時の対応 ・苦情処理の体制 ・提供するサービスの第三者評価の実施状況 (実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)				
	(2)指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用申込者またはその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、(3)で定めるところにより、当該利用申込者またはその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であってつぎに掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供しているか。この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。	0			条例第130条(準用第11条第 2項)
	電子情報処理組織を使用する方法のうちアまたはイに掲げるもの ア 指定認知症対応型共同生活介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者 またはその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信 し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 指定認知症対応型共同生活介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられた ファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込 者またはその家族の閲覧に供し、当該利用申込者またはその家族の使用に係る電 子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法によ る提供を受ける旨の承諾または受けない旨の申出をする場合にあっては、指定認 知症対応型共同生活介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに その旨を記録する方法)				
	電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子的計算機による情報処理の用に供されるものをいう)に係る記録媒体をいう)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法				
	(3)(2)に掲げる方法は、利用申込者またはその家族がファイルへの記録を 出力することにより文書を作成することができるものか。				条例第130条(準用第11条第 3項)

頁目	確認事項	はい	非該当	いいえ	根拠法令等
	(4)(2) の「電子情報処理組織」とは、指定認知症対応型共同生活介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者またはその家族の使用に係る電子計 算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。				条例第130条(準用第11条第 4項)
	(5)指定認知症対応型共同生活介護事業者は、(2)の規定により(1)に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者またはその家族に対し、その用いるつぎに掲げる電磁的方法の種類および内容を示し、文書または電磁的方法による承諾を得ているか。 - に規定する方法のうち指定認知症対応型共同生活介護事業者が使用するものファイルへの記録の方式				条例第130条(準用第11条第 5 項)
	(6)前項の規定による承諾を得た指定認知症対応型共同生活介護事業者は、当該利用申込者またはその家族から文書または電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者またはその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはいないか。ただし、当該利用申込者またはその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。				条例第130条(準用第11条第 6 項)
	16 提供拒否の禁止 正当な理由なく指定認知症対応型共同生活介護の提供を拒んでいないか。				条例第130条(準用第12条) 基準について第3の5の4 (16)(準用第3の1の4 (3))
	17 受給資格等の確認 (1)利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有 無、要介護認定の有効期間を確認しているか。				条例第130条(準用第14条第 1項) 基準について第3の5の4 (16) (準用第3の1の4(5))
	(2)前項の被保険者証に、介護保険法第78条の3第2項の規定により認定審査 会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定認知症対 応型共同生活介護を提供するように努めているか。				条例第130条(準用第14条第2項) 基準について第3の5の4(16)(準用第3の1の4(5))
	18 要介護認定の申請に係る援助 (1)指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けて いない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを 確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やか に当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。				条例第130条(準用第15条第 1項) 基準について第3の5の4 (16)(準用第3の1の4 (6))
	(2)指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っているか。				条例第130条(準用第15条第2項) 基準について第3の5の4(16)(準用第3の1の4(6))
	19 保険給付の請求のための証明書の交付 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護に係る利用料 の支払を受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護の内容、費用の 額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して 交付しているか。				条例130条(準用第24条) 基準について第3の5の4 (16)(準用第3の1の4 (14))
	20 利用者に関する区への通知				
	指定認知症対応型共同生活介護を受けている利用者がつぎの各号のいずれかに該 当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しているか。				条例第130条(準用第30 条)
	(1)正当な理由なしに指定認知症対応型共同生活介護の利用に関する指示に従 わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。				
	(2)偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたと き。				

目	確認事項	はい	非該当	いいえ	根拠法令等
	21 業務継続計画の策定等 (1)感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共 同生活介護の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務 再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定しているか。				条例第130条(準用第34条の2第1項) 基準について第3の5の4(12)
	(2)従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修およ び訓練を定期的に実施しているか。				条例第130条(準用第34条の 2 第 2 項) 基準について第 3 の 5 の 4 (12)
	(3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更 を行っているか。				条例第130条(準用第34条の2第3項) 基準について第3の5の4 (12)
	22 掲示 (1)事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、認知症対応型共同生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 (1)に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。				条例第130条(準用第36条第 1項、第2項) 基準について第3の5の4 (16)(準用第3の1の4 (25))
	(2)原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。 令和7年3月31日までの経過措置あり				条例第130条(準用第36条第3項) 基準について第3の5の4 (16)(準用第3の1の4 (25))
	23 秘密保持等 (1)事業所の従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家 族の秘密を漏らしていないか。				条例第130条(準用第37条第 1項) 基準について第3の5の4 (16)(準用第3の1の4 (26)) 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平成29年4月14日老発0414第 1号)
	(2)事業所の従業者および従業者であった者が、正当な理由なく、業務上知り 得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じて いるか。				条例第130条(準用第37条第2項) 基準について第3の5の4(16)(準用第3の1の4(26))
	(3)サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者 の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじ め文書により得ているか。				条例第130条(準用第37条第3項) 基準について第3の5の4 (16)(準用第3の1の4 (26))
	24 広告 事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽または誇大なものと していないか。				条例第130条(準用第38条)
	25 苦情処理 (1)提供したサービスに係る利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切 に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講 じているか。				条例第130条(準用第40条第 1項) 基準について第3の5の4 (16)(準用第3の1の4 (28))
	(2)苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録しているか。				条例第130条(準用第40条第 2項) 基準について第3の5の4 (16)(準用第3の1の4 (28))

項目	確認事項	はい	非該当	いいえ	根拠法令等
	(3)提供した指定認知症対応型共同生活介護に関し、法第23条の規定により区が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは区の職員からの質問もしくは照会に応じ、および利用者からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。				条例第130条(準用第40条第 3項、第4項) 基準について第3の5の4 (16)(準用第3の1の4 (28))
	(4)区からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を区に報告している か。				条例第130条(準用第40条第 4項)
	(5)提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。	ם			条例第130条(準用第40条第 5項)
	(6)国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5)の改善の内 容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。				条例第130条(準用第40条第 6項)
	26 事故発生時の対応 (1)指定認知症対応型共同生活介護の提供により、事故が発生した場合は、 区、当該利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を 講じているか。				条例第130条(準用第42条第 1項) 基準について第3の5の4 (16)(準用第3の1の4 (30))
	(2)事故の状況および事故に際して採った処置について記録しているか。				条例第130条(準用第42条第2項) 基準について第3の5の4 (16)(準用第3の1の4 (30))
	(3)指定認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場 合は、損害賠償を速やかに行っているか。				条例第130条(準用第42条第 3項) 基準について第3の5の4 (16)(準用第3の1の4 (30))
	27 虐待の防止				
	虐待の発生またはその再発を防止するため、つぎに掲げる措置を講じているか。				
	(1)虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して 行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果につい て、介護従業者に周知徹底を図っているか。				条例第130条 (準用第42条の2第1号) 基準について第3の5の4 (14)
	(2)つぎの項目を盛り込んだ虐待の防止のための指針を整備しているか。 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 虐待の防止のための職員所修に関する基本方針 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 成年後見制度の利用支援に関する事項 定待等に係る苦情解決方法に関する事項 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 その他虐待の防止の推進のために必要な事項				条例第130条 (準用第42条の2第2号) 基準について第3の5の4 (14)
	(3)従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。				条例第130条 (準用第42条の2第3号) 基準について第3の5の4 (14)
	(4)(1)~(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。				条例第130条 (準用第42条の2第4号) 基準について第3の5の4 (14)
	28 会計の区分 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定認知症対応型共同生活介護の事業の 会計とその他の事業の会計を区分しているか。				条例第130条(準用第43 条)

目	確認事項	はい	非該当	いいえ	根拠法令等
	29 管理者の責務 (1)管理者は、当該事業所の従業者の管理および指定認知症対応型共同生活介 護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に 行っているか。				条例第130条(準用第61条 の11第1項)
	(2)管理者は、当該指定認知症対応型共同生活介護の従業者に条例第7章第4 節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。				条例第130条(準用第61条 の11第2項)
	30 衛生管理等 (1)利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水につい て、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じているか。				条例第130条(準用61条の 16第1項) 基準について第3の5の4 (13)
	(2)事業者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所において感染症が発 生し、またはまん延しないように、つぎに掲げる措置を講じているか。				条例第130条(準用第61条の 16第2項)
	(2)感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ 電話装置等可)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について 介護従業者に周知徹底を図っているか。				条例第130条(準用第61条の 16第2項第1号)) 基準について第3の5の4 (13) イ
	(3)感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備しているか。				条例第130条(準用第61条の 16第2項第2号)) 基準について第3の5の4 (13) ロ
	(4)介護従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および 訓練を定期的に実施しているか。				条例第130条(準用第61条の 16第2項第3号)) 基準について第3の5の4 (13) 八
	31 地域との連携等 (1)指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、区の職員または地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)(以下「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。		0	0	条例第130条(準用第61条の 17第1項) 基準について第3の5の4 (16)(準用第3の2の2の 3 (10))
	(2)運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとと もに、当該記録を公表しているか。				条例第130条(準用第61条 の17第2項) 基準について第3の5の4 (16)(準用第3の2の2の 3 (10))
	(3)事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流を図っているか。				条例第130条(準用第61条 の17第3項) 基準について第3の5の4 (16)(準用第3の2の2の 3 (10))
	(4)事業所は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型共同 生活介護に関する利用者からの苦情に関して、区が派遣する者が相談および援助 を行う事業その他の区が実施する事業に協力するよう努めているか。				条例第130条(準用第61条 の17第4項) 基準について第3の5の4 (16)(準用第3の2の2の 3(10))
	32 緊急時等の対応				
	介護従業者は、現に指定認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利 用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師または あらかじめ当該事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講 じているか。				条例第130条(準用第101 条) 基準について第3の5の4 (16)(準用第3の4の4 (12))

項目	確認事項	はい	非該当	いいえ	根拠法令等
	33 非常災害対策 (1)非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。				条例第130条 (準用第104条)
	(2)訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。				
	34 調査への協力等 提供した指定認知症対応型共同生活介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、 妥当適切な指定認知症対応型共同生活介護が行われているかどうかを確認するた めに区が行う調査に協力するとともに、区から指導または助言を受けた場合にお いては、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。				条例第130条(準用第106 条)
	35 利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置				
	事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に 資する取組の促進を図るため、当該事業所における利用者の安全ならびに介護 サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催 しているか。				条例第130条(準用条例第 108条の2) 基準について第3の5 (16)(準用第3の4の4 (19))
第 6	1 変更の届出等				
変更の届出	(1)事業者は、当該指定に係る事業所の名称および所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、または休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を区長に届け出ているか。				法第78条の 5
等	(2)事業者は、当該事業を廃止し、または休止しようとするときは、厚生労働 省令で定めるところにより、その廃止または休止の日の1月前までに、その旨を 区長に届け出ているか。				
第 7 介護	1 基本的事項 (1)指定認知症対応型共同生活介護に要する費用の額は、平成18年厚生省告示 第126号の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定して いるか。				告示 1
給 付 費	(2)指定認知症対応型共同生活介護に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号(厚生労働大臣が定める1単位の単価)に定める1単位の単価に(2)の別表に定める単位数を乗じて算定しているか。				告示 2
の算定お	(3)(1)、(2)により指定認知症対応型共同生活介護に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。				告示 3
よび取扱い	2 認知症対応型共同生活介護費 <u>別に厚生労働大臣が定める施設基準</u> に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして区長に届け出た指定 認知症対応型共同生活介護事業所において、指定認知症対応型共同生活介護を 行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応 じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。				告示別表 5 イ注 1
	別に厚生労働大臣が定める施設基準 イ 認知症対応型共同生活介護費() (1)当該指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居の数が 1であること。 (2)指定地域密着型サービス基準第90条に定める従業者の員数を置いていること。 口 認知症対応型共同生活介護費() (1)当該指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居の数が 2以上であること。 (2)イ(2)に該当するものであること。				施設基準告示31イ、ロ

項目	確認事項	はい	非該当	いいえ	根拠法令等
	3 短期利用認知症対応型共同生活介護費 <u>別に厚生労働大臣が定める施設基準</u> に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定め る夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市町村長に届け出 た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、指定認知症対応型共同生活介 護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分 に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。				告示別表 5 口注 1
	別に厚生労働大臣が定める施設基準 ハ 短期利用認知症対応型共同生活介護費() (1)当該指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居の数が1であること。 (2)当該指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービスを開設の運営について3年以上の経験を有すること地域密着型外で護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有すること。(3)次のいずれにも適合すること。ただし、利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護の資達支援事業所の介護支援専門員が、緊急に短期利用に対応型共同生活介護費を算定すべき指定記知症対応型共同生活介護のある場合によりに表別が、以短期利用認知症対応型共同生活介護の表別を受けることが必要と認めた画をい対し、居宅サービス計画(法第8条第24項に規知を受ける居宅サービス計画の法第8条第24項に規定対応型共同生活介護を提立する居宅サービス計画の法第8条第24項に規定対応型共同生活介護を認めた画をい対し、居宅サービス計画(法第8条824項に規定対応型共同生活介護を記刻し、居宅サービス計画の法第8名に対応型共同生活介護を受けるる場合であって、当該利用者の必遇に支短期利用認知症対応型共同生活介護を超えて、短期利用認知症対応型共同生活介護を行うことができるものとする。(一)当該指定認知症対応型共同生活の護事業所の共同生活介護を受ける利用者の数は1名とすること。 (4)利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。(4)利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。(5)短期利用認知症対応型共同生活介護を行うに当たって、十分な知識を有する従業者が確保されていること。				施設基準告示31八、二 留意事項第2の6(1)
	二 短期利用認知症対応型共同生活介護費() (1)当該指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居の数が 2以上であること。 (2)ハ(2)から(6)までに該当するものであること。				施設基準告示31八、二 留意事項第2の6(1)

目	確認事項	はい	非該当	いいえ	根拠法令等
	4 夜勤職員の勤務条件を満たさない場合(減算) 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定しているか。なお、利用者の数または従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定しているか。(定員超過利用または人員基準欠如の場合はそれぞれの減算を適用して算定しているか。) 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに夜勤を行う介護従業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第90条第1項に規定する介護従業者をいう。)の数が、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに1以上であること。ただし、同令第90条第1項ただし書の規定が適用される場合においては、当該ただし書に規定する必要な数以上であること。				告示別表 5 注 1 施設基準告示31イ~二 留意事項第 2 の 1 (9) 厚生労働大臣が定める夜勤 を行う職員の勤務条件に関 する基準(平成12年厚生省 告示第29条) 3
	5 定員超過利用減算 指定認知症対応型共同生活介護の利用者の数(指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定認知症対応型共同生活介護の利用者の数および指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者の数の合計数)が、施行規則第131条の6の規定に基づき区長に提出した運営規程に定められている利用定員を超えた場合は、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて、認知症対応型共同生活介護費を算定しているか。		0		告示別表5注1 通所介護費等の算定方法告 示8イ 留意事項第2の1(6)
	6 人員基準欠如減算 指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者の員数が、指定地域密着型サービス基準第九十条に定める員数を置いていない場合は、指定地域密着型サービス介 護給付費単位数表の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて、認知 症対応型共同生活介護費を算定しているか。	\Box			告示別表5注1 通所介護費等の算定方法告 示8口 留意事項第2の1(8)
	7 身体拘束廃止未実施減算 告示別表5イについて、 <u>別に厚生労働大臣が定める基準</u> を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、イについては所定単位数の100分の10に相当する単位数を、口については所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 別に厚生労働大臣が定める基準 指定地域密着型サービス基準第97条第6項および第7項に規定する基準に適合していること。				告示別表 5 注 2 大臣基準告示58の 4 留意事項第 2 の 6 (2) (準 用第 2 の 5 (3)) 指定地域密着型サービス基 準第97条第 6 項および第 7 項
	8 高齢者虐待防止措置未実施減算 高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢 者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上 の研修を実施していない、または高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担 当者を置いていない事実が生じた場合は、利用者全員について所定単位数の100 分の1に相当する単位数を減算しているか。				告示別表5注3 大臣基準告示58の4の2 留意事項第2の6(3)(準 用第2の2(5))

頁目	確認事項	はい	非該当	いいえ	根拠法令等
	9 業務継続計画未策定減算 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない場合 は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算しているか。				告示別表 5 注 4 大臣基準告示58の 4 の 3 留意事項第 2 の 6 (4)(準 用第 2 の 3 の 2 (3))
	10 3ユニットで夜勤を行う職員の員数を2人以上とする場合 共同生活住居の数が3である指定認知症対応型共同生活介護事業所が、夜勤を行 う職員の員数を2人以上とする場合(指定地域密着型サービス基準第90条第1項 ただし書に規定する場合に限る。)に、利用者に対して、指定認知症対応型共同 生活介護を行った場合は、所定単位数から1日につき50単位を差し引いて得た単 位数を算定しているか。	_			告示別表 5 注 5
	11 夜間支援体制加算 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして区長に届け出た指 定認知症対応型共同生活介護事業所については、当該施設基準に掲げる区分に従 い、1日につきつぎに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 (1)夜間支援体制加算() 50単位				告示別表 5 注 6 施設基準告示32 留意事項第 2 の 6 (5)
	(2) 夜間支援体制加算() 25単位 別に厚生労働大臣が定める施設基準 イ 夜間支援体制加算()を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設 基準				
	基準 (1)通所介護費等の算定方法第8号に規定する基準に該当していないこと。 (2)施設基準告示31のイまたは八に該当すること。 (3)次に掲げる基準のいずれかに該当すること。 (一)夜勤を行う介護従業者の数が厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務 条件に関する基準第3号本文に規定する数に1(次に掲げる基準のいずれにも適 合する場合にあっては、0.9)を加えた数以上であること。 a 夜勤時間帯を通じて、利用者の動向を検知できる見守り機器を当該指定認 知症対応型共同生活介護事業所の利用者の数の10分の1以上の数設置していること。				
	し 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、必要な検討等が行われていること。 (二)指定地域密着型サービス基準第90条第1項の規定により夜間および深夜の時間帯を通じて置くべき数の介護従業者に加えて、宿直勤務に当たる者を1名以上配置していること。 ロ 夜間支援体制加算()を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準 (1)イ(1)および(3)に該当するものであること。 (2)施設基準告示31の口または二に該当する者であること。				
	12 認知症行動・心理症状緊急対応加算				
	告示別表5口について、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定認知症対応型共同生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、入居を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算しているか。				告示別表5注7 留意事項第2の6(6)

項目	確認事項	はい	非該当	いいえ	根拠法令等
	13 若年性認知症利用者受入加算 <u>別に厚生労働大臣が定める基準</u> に適合しているものとして区長に届け出た指定 認知症対応型共同生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定 認知症対応型共同生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算しているか。 認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しない。				告示別表 5 注 8 大臣基準告示18 留意事項第 2 の 6 (7)(準 用第 2 の 3 の 2 (16))
	別に厚生労働大臣が定める基準 受け入れた若年性認知症利用者(介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者または要支援者となった者をいう。)ごとに個別の担当者を定めていること。				
	14 入院時費用 <u>別に厚生労働大臣が定める基準</u> に適合しているものとして区長に届け出た指定認 知症対応型共同生活介護事業所において、利用者が病院または診療所への入院を 要した場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位 を算定しているか。 入院の初日および最終日は、算定できない。	_			告示別表5注9 大臣基準告示58の5 留意事項第2の6(8)
	別に厚生労働大臣が定める基準 利用者について、病院または診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院 後3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者およびその家族 の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない 事情がある場合を除き、退院後再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に 円滑に入居することができる体制を確保していること。				
	15 看取り介護加算 認知症対応型共同生活介護費について、 <u>別に厚生労働大臣が定める施設基準</u> に適合しているものとして区長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、 <u>別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者</u> については、看取り介護加算として、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日および前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算しているか。 退居した日の翌日から死亡日までの間または医療連携体制加算を算定していない場合は、算定しない。		0		告示別表 5 注10 施設基準告示33 利用者等告示40 留意事項第 2 の 6 (9)
	別に厚生労働大臣が定める施設基準 イ 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者またはその家族等に対し て、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。 ロ 医師、看護職員(指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員または当該指 定認知症対応型共同生活介護事業所と密接な連携を確保できる範囲内の距離にあ る病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションの職員に限る。)、介 護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定認知症対応 型共同生活介護事業所における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する 指針の見直しを行うこと。 八 看取りに関する職員研修を行っていること。				
	別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者 次のイから八までのいずれにも適合している利用者 イ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断 した者であること。 ロ 医師、看護職員(指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型 サービス基準第九十条に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所を密接な連携を確 けっとの職員または当該指定認知症対応型共同生活介護事業所と密接な連携を確 保できる範囲内の距離にある病院若しくは診療所若しくは指定対問問看護な テーション(指定居宅サービス等基準第六十条第一項第一号に規定する指定訪問看 で、指定居宅サービス等基準第六十条第一項第一号に規定する指定訪問看 で、以下「医師等」という。)が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について、同意している者(その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。)であること。 八 看取りに関する指針に基づき、利用者の状態または家族の求め等に応じた 時、医師等の相互の連携の下、介護記録等利用者に関する記録を活用し行われる 介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者(その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者と。)であること。				

目	確認事項	はい	非該当	いいえ	根拠法令等
	16 初期加算 認知症対応型共同生活介護費について、入居した日から起算して30日以内の期間 については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。30日を 超える病院または診療所への入院後に指定認知症対応型共同生活介護事業所に再 び入居した場合も、同様とする。				告示別表 5 八 留意事項第 2 の 6 (10)
	17 協力医療機関連携加算 認知症対応型共同生活介護費について、指定認知症対応型共同生活介護事業所において、協力医療機関(指定地域密着型サービス基準第105条第1項に規定する協力医療機関をいう。)との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的(月1回以上)に開催している場合には、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、医療連携体制加算を算定していない場合は、算定しない。				告示別表5二 留意事項第2の6(11)
	掲げる要件を満たしている場合 100単位 (2)(1)以外の場合 40単位				
	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして区長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につきつぎに掲げる所定単位数を加算しているか。 医療連携体制加算() イ、() 口または() 八のいずれかの加算と医療連携加算() を同時に算定する場合を除き、つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。 (1)医療連携体制加算() イ 57単位 (2)医療連携体制加算() 口 47単位 (3)医療連携体制加算() 八 37単位 (4)医療連携体制加算() 5単位		0		告示別表5 ホ 施設基準告示34 留意事項第2の6(12)
	別に厚生労働大臣が定める施設基準 イ 医療連携体制加算() イを算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準 (1) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員として看護師を常勤換算方法で1名以上配置していること。 (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員である看護師または病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。 (3) 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者またはその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。 (3) 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者またはその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。 (1) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員として看護職員を常勤換算方法で1名以上配置していること。 (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員である看護職員または病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。ただし、(1)により配置している看護職員が准看護師のみである場合には、病院、診療所または指定訪問看護ステーションの看護師により、24時間連絡できる体制を確保していること。 (3) イ(3) に該当するものであること。				

頁目	確認事項	はい	非該当	いいえ	根拠法令等
	八 医療連携体制加算()ハを算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準(1)当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員としてまたは病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションとの連携により、看護師を1名以上確保していること。(2)看護師により24時間連絡できる体制を確保していること。(3)イ(3)に該当するものであること。 二 医療連携体制加算()を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準(1)医療連携体制加算()イ、口または八のいずれかを算定していること。(2)算定日が属する月の前3月間において、次のいずれかに該当する状態の利用者が1人以上であること。(一)喀痰吸引を実施している状態(二)呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態(三)中心静脈注射を実施している状態(五)重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態(五)重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態(六)人工膀胱または人工肛門の処置を実施している状態(六)横に対する治療を実施している状態(六)無償に対する治療を実施している状態(九)気管切開が行われている状態(九)気管切開が行われている状態(十)留置カテーテルを使用している状態(十)留置カテーテルを使用している状態(十)知識カテーテルを使用している状態(十)知識カテーテルを使用している状態(十)知識カテーテルを使用している状態				
	19 退居時情報提供加算 250単位 告示別表イについて、利用者が退居し、医療機関に入院する場合において、当 該医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活 歴等の情報を提供した上で、当該利用者の紹介を行った場合に、利用者 1 人につ き 1 回に限り算定しているか。				告示別表5へ 留意事項第2の6(13)
	20 退居時相談援助加算 400単位 告示別表イについて、利用期間が1月を超える利用者が退居し、その居宅において居宅サービスまたは地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退居時に当該利用者およびその家族等に対して退居後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービスまたは福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該利用者の同意を得て、退居の日から2週間以内に当該利用者の退居後の居宅地を管轄する区および老人介護支援センターまたは地域包括支援センターに対して、当該利用者の介護状況を示す文書を添えて当該利用者に係る居宅サービスまたは地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合に、利用者1人につき1回を限度として算定しているか。	0	0	0	告示別表5ト 留意事項第2の6(14)

項目	確認事項	はい	非該当	いいえ	根拠法令等
	21 認知症専門ケア加算				
	認知症対応型共同生活介護費について、 <u>別に厚生労働大臣が定める基準</u> に適合しているものとして区長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、 <u>別に厚生労働大臣が定める者</u> に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につきに掲げる所定単位数を加算しているか。 ただし、つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定せず、認知症チームケア推進加算を算定している場合においては、算定しない。				告示別表 5 チ 大臣基準告示 3 の 5 利用者等告示41(準用23の 2) 留意事項第 2 の 6 (15)
	(1)認知症専門ケア加算()3単位				
	(2)認知症専門ケア加算()4単位				
	別に厚生労働大臣が定める基準 イ 認知症専門ケア加算() 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)事業所または施設における利用者または入所者の総数のうち、日常生活に 支障を来すおそれのある症状または行動が認められることから介護を必要とする 認知症の者(以下「対象者」という。)の占める割合が2分の1以上であること。 (2)認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、事業所または施設における対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、対象者の数が20人以上である場合にあっては1に対象者の数が19を超えて10またはその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 (3)当該事業所または施設の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 ロ 認知症専門ケア加算() 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)イの基準のいずれにも適合すること。 (2)認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所または施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。				
	(3) 当該事業所または施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施または実施を予定していること。 別に厚生労働大臣が定める者 日常生活に支障を来すおそれのある症状または行動が認められることから介護を				
	必要とする認知症の者				

項目	確認事項	はい	非該当	いいえ	根拠法令等
	22 認知症チームケア推進加算 認知症対応型共同生活介護費について、 <u>別に厚生労働大臣が定める基準</u> に適合しているものとして区長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、 <u>別に厚生労働大臣が定める者</u> に対し認知症の行動・心理症状の予防および出現時の早期対応に資するチームケア(複数人の介護者がチームを組み、利用者情報を共有した上で介護に係る課題を抽出し、多角的な視点で課題解決に向けた介護を提供することをいう。)を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき、つぎに掲げる所定単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算を算定せず、認知症専門ケア加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定しない。				告示別表5リ注 大臣基準告示58の5の2 利用者等告示41の2 留意事項第2の6(16) 「認知症チームケア推進加 算に関する実施上の留意事 項等について」
	(1)認知症チームケア推進加算() 150単位 (2)認知症チームケア推進加算() 120単位				
	別に厚生労働大臣が定める基準 イ 認知症チームケア推進加算() 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)事業所または施設における利用者または入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者(以下「対象者」という。)の占める割合が2分の1以上であること。 (2)認知症の行動・心理症状の予防および出現時の早期対応(以下「予防等」という。)に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者または認知症介護に係る専門的な研修を修了している者または認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数し、の介護職員から成る認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するが等に資する手一ムケアを実施していること。 (4)認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファを実施していること。 (4)認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファを実施していること。 (1)イ(1)、(3)および(4)に掲げる基準に適合すること。 (1)イ(1)、(3)および(4)に掲げる基準に適合すること。 (2)認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。				
	別に厚生労働大臣が定める者 周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者				

目	確認事項	はい	非該当	いいえ	根拠法令等
	23 生活機能向上連携加算				
	(1)生活機能向上連携加算()100単位				
	(1)について、計画作成担当者が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所またはリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成し、当該認知症対応型共同生活介護計画に基づく指定認知症対応型共同生活介護を行ったときは、初回の当該指定認知症対応型共同生活介護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算しているか。				告示別表 5 ヌ注 1 留意事項第 2 の 6 (17)
	(2)生活機能向上連携加算()200単位				
	(2)について、利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所またはリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が指定認知症対応型共同生活介護事業所を訪問した際に、計画作成担当者が当該医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士と連携し、当該認知症対応型共同生活介護を行ったときは、初回の当該指定認知症対応型共同生活介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)を算定している場合には算定しない。				告示別表 5 ヌ注 2 留意事項第 2 の 6 (17)
	24 栄養管理体制加算 30単位				
	告示別表5イについて、 <u>別に厚生労働大臣が定める基準</u> に適合する指定認知症対 応型共同生活介護事業所において、管理栄養士(当該事業所の従業者以外の管理 栄養士を含む。)が、従業者に対する栄養ケアに係る技術的助言および指導を月 1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。				告示別表 5 ル注 大臣基準告示58の 6 留意事項 2 の 6 (18)
	別に厚生労働大臣が定める基準 通所介護費等算定方法第8号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。(定 員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。)				
	25 口腔衛生管理体制加算 30単位				
	告示別表5イについて、 <u>別に厚生労働大臣が定める基準</u> に適合する指定認知症対 応型共同生活介護事業所において、歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科 衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言および指導を月1回以上 行っている場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。				告示別表 5 ヲ注 大臣基準告示68 留意事項 2 の 6 (19)
	別に厚生労働大臣が定める基準 イ 事業所において歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的 助言および指導に基づき、利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成さ れていること。 ロ 通所介護費等算定方法第5号、第8号、第9号、第19号および第22号に規定 する基準のいずれにも該当しないこと。(定員超過利用・人員基準欠如に該当し ていないこと。)				

項目	確認事項	はい	非該当	いいえ	根拠法令等
	26 口腔・栄養スクリーニング加算 20単位 告示別表5イについて、 <u>別に厚生労働大臣が定める基準</u> に適合する指定認知症対 応型共同生活介護事業所の従業者が、利用開始時および利用中6月ごとに利用者 の口腔の健康状態のスクリーニングおよび栄養状態のスクリーニングを行った場 合に、1回につき所定単位数を加算しているか。 当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算 を算定している場合にあっては算定しない。				告示別表 5 ワ注 大臣基準告示42の 6 留意事項第 2 の 6 (20)
	別に厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 利用開始時および利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を 行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報(当該利用者の口腔の健康状態 が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。) を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 ロ 利用開始時および利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、 当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあって は、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援 専門員に提供していること。 ハ 通所介護費等算定方法第5号、第8号、第9号、第19号および第22号に規定 する基準のいずれにも該当しないこと。(定員超過利用・人員基準欠如に該当し ていないこと。)				
	27 科学的介護推進体制加算 40単位 告示別表 5 イについて、つぎに掲げるいずれの基準にも適合しているものとして 市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し指定 認知症対応型共同生活介護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算してい るか。				告示別表 5 カ注 留意事項第 2 の(21)(準用 第 2 の 3 の 2 (21))
	(1)利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 (2)必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画を見直すなど、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たって、(2)に規定する情報その他指定認知症対応型共同生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。				
	28 高齢者施設等感染対策向上加算 <u>別に厚生労働大臣が定める基準</u> に適合しているものとして区長に届け出た指定認 知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対して指定認知症対応型共同生活介 護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数 を所定単位数に加算しているか。 (1)高齢者施設等感染症対策向上加算() 10単位 (2)高齢者施設等感染症対策向上加算() 5単位				告示別表 5 ヨ注 大臣基準告示58の 7 留意事項第 2 の 6 (22)
	別に厚生労働大臣が定める基準 イ 高齢者施設等感染対策向上加算() 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 (2)指定地域密着型サービス基準第105条第1項本文に規定する協力医療機関その他の医療機関(以下「協力医療機関等」という。)との間で、感染症(新興感染症を除く。)の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。 (3)感染対策向上加算または外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修または訓練に1年に1回以上参加していること。				
	ロ 高齢者施設等感染対策向上加算() 感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、事業所内 で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けていること。				

項目	確認事項	はい	非該当	いいえ	根拠法令等
	29 新興感染症等施設療養費(1日につき) 240単位 指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者が別に厚生労働大臣が定める感 染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、か つ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定認 知症対応型共同生活介護を行った場合に、1月に1回240単位、連続する5日を 限度として算定しているか。				告示別表 5 夕注 留意事項第 2 の 6 (24)
	30 生産性向上推進体制加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対して指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき、つぎに掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。 (1)生産性向上推進体制加算() 100単位 (2)生産性向上推進体制加算() 10単位 別に厚生労働大臣が定める基準 イ生産性向上推進体制加算() 10単位 別に厚生労働大臣が定める基準 イ生産性向上推進体制加算() 10単位 別に厚生労働大臣が定める基準 イ生産性向上推進体制加算() 10単位 別に厚生労働大臣が定める基準 イ生を産性向上推進体制加算() 10単位 別に厚生労働大臣が定める基準 イと。 (1)利用者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討当該事項およめの委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、およびが事項および監察に関している中と。(一)業務の効率化および重要に対しているに、職員の負担を対して関係との負担経減に関いの自由を対していること。(2)(1)の取組を実施し、および・10ること。(3))の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化およびケアの質の確保が正に関していること。(3) 事業年度ごとに(1)、(3) および(4)の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。 日生産性向上推進体制加算() 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 日生産性向上推進体制加算() 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。(1) イ(1)に適合していること。(2) 介護機器を活用していること。(2) 介護機器を活用していること。(2) 介護機器を活用していること。(1) イ(1) に適合していること。(2) 新業年度ごとに(2) およびイ(1) の取組に関する実績を厚生労働省に				告示別表 5 レ注 大臣基準告示58の8 (準用 37の3) 留意事項第2の6(25)(準 用第2の5(19))
	報告すること。				

項目	確認事項	はい	非該当	いいえ	根拠法令等
	31 サービス提供体制強化加算				
	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につきつぎに掲げる所定単位数を加算しているか。 つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。				告示別表 5 ソ注 大臣基準告示59 留意事項第 2 の 6 (26) (準用 第 2 の 2 (20) から まで、第 2 の 4 (20) および第 2 の 5 (20))
	(1)サービス提供体制強化加算() 22単位				
	(2)サービス提供体制強化加算() 18単位				
	(3)サービス提供体制強化加算() 6単位				
	別に厚生労働大臣が定める基準 イ サービス提供体制強化加算() 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
	こ。 (1)次のいずれかに適合すること。 (一)指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉 士の占める割合が100分の70上であること。				
	(二)指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数 10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。				
	(2)通所介護費等算定方法第8号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。(定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。)				
	ロ サービス提供体制強化加算() 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
	(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。 (2) イ(2) に該当するものであること。				
	ハ サービス提供体制強化加算() 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
	(1)次のいずれかに適合すること。 (一)指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉				
	士の占める割合が100分の50以上であること。 (二)指定認知症対応型共同生活介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常 勤職員の占める割合が100分の75以上であること。				
	(三)指定認知症対応型共同生活介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 (2)イ(2)に該当するものであること。				

目	確認事項	はい	非該当	いいえ	根拠法令等
	32 介護職員等処遇改善加算 <u>別に厚生労働大臣が定める基準</u> に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、区長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、つぎに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。				告示別表5ツ注 大臣基準告示60(準用48) 留意事項第2の6(27)(準 用 第2の2(21))
	(1)介護職員処遇改善加算() イからソまでにより算定した単位数の1000分の186に相当する単位数 (2)介護職員処遇改善加算() イからソまでにより算定した単位数の1000分の178に相当する単位数 (3)介護職員処遇改善加算() イからソまでにより算定した単位数の1000分の155に相当する単位数 (4)介護職員処遇改善加算() イからソまでにより算定した単位数の1000分の125に相当する単位数				
	別に厚生労働大臣が定める基準 イ 介護職員等処遇改善加算() 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。() 当該事業所が仮に介護職員等処遇改善加算() を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給または決まって毎月支払われることが見込まれる額の2分の1以上を基本給または決まって毎月支払われる当に充てるものであること。(二) 賃金改善業所において、経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善が申の算定見込額が少額であること。(二) 当該事業所において、経験・技能のある「決職職員の方言護職員の方言護職員の方言により、当該賃金改善が収益の悪力のでないて、(1) の賃金改善に関する計画に係るしたのである場合はこの限りでないこと。(2) 当該事業所において、(1) の賃金改善に関する計画に属け出のるにという護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員の周知し、区長に届け出ること。(3) 介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員の周知し、区長に届け出ること。(5) 介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員の規則とある場合に当該事業の職員の類ととはいること。(4) 事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績をひ長に報告すること。 (4) 事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績をした。第本に対し、第本に関する法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働する法、労働保険料の納付が適正に行われていること。				

令和7年3月1日適用

項目	確認事項	はい	非該当	いいえ	根拠法令等
	(7)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一)介護職員の任用の際における職責または職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 (二)(一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (三)介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施または研修の機会を確保していること。 (四)(三)について、全ての介護職員に周知していること。 (五)介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組みまたは一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 (六)(五)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (8)(2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)および当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 (9)(8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 (10)認知症対応型共同生活介護費におけるサービス提供体制強化加算()または()のいずれかを届け出ていること。 (10)認知症対応型共同生活介護費におけるサービス提供体制強化加算()または()のいずれかを届け出ていること。 「介護職員等処遇改善加算() イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 「介護職員等処遇改善加算() イ(1)(一)および(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。				

【根拠法令等】

- 「法」=介護保険法(平成9年法律第123号)
- 「則」=介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)
- 「条例」 = 練馬区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営等の基準に関する条例(平成24年12月練馬区条例第58 号)
- 「省令」=指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)
- 「基準について」=指定地域密着型サービスおよび指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年3月31日老計発第0331004号他)「告示」=指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)「留意事項」=指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準および指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発第0331005号他)
- 「利用者等告示」=厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年厚生労働省告示第94号)
- 「大臣基準告示」=厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)
- 「施設基準告示」=厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年厚生労働省告示第96号)
- 「通所介護費等の算定方法告示」 = 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準および看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27号)
- 「厚生労働大臣が定める地域告示」 = 厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120号)
- 「厚生労働大臣が定める中山間地域告示」=厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年厚生労働省告示第83号)